

ID: 858

担当部署: 保健福祉課

処分の概要	命令に従わない場合の給付差止め		
法令名 根拠条項	予防接種法施行令 第16条第2項		
法令番号	昭和23年政令第197号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>政令第16条第2項の規定による。</p> <p>第16条</p> <p>2 一類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付を受けている者が、正当な理由がなく前項の規定による命令に従わず、又は報告をしないときは、市町村長は、一類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付の支給を一時差し止めることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 22 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日